

## 保育を必要とする理由と条件ごとの期間

保育を必要とする理由に関する詳細な条件については、次の一覧のとおりです。

保育を必要とする理由		認定期間	申込時に添付する 証明書類 ●追加でいずれか一つ 添付必須
1	就 労 形 態	従事する時間	
	<b>被雇用者（会社員等）</b> （株式・有限・官公庁に勤務の人） <b>自営業等従事者</b> （個人事業・農業・漁業・下請業）	月48時間以上	『就労証明書』 ●健康保険証、給与明細書など事業所名と就労者名が確認できるものの写し ●開業届、売上台帳、収支内訳書、専従者給与明細などの写し
2	<b>病気・負傷・心身障害</b> 保護者が病気やけが、または心身の障害のため、児童の保育ができない場合	状況に応じる （診断書等に期間の記載がある場合、その期間まで。）	『①病気等・出産・就学申立書』 ●診断書、障害者手帳（身体・精神・療育）等の写し
3	<b>介 護</b> 保護者が常時介護にあっているため、児童の保育ができない場合		『②介護状況申立書』とケアプランの「週間サービス計画書」の写し ●介護保険証、障害者手帳（身体・精神・療育）等の写し、診断書
4	<b>就学・職業訓練</b>	学校等に在籍する期間	『①病気等・出産・就学申立書』 ●在学証明書及びカリキュラム ※まだ在学していない場合、合格通知でも可能であるが、後日「在学証明書」を必ず提出。
5	<b>家庭の災害</b> 火災、自然災害等の被害を受け、復旧の間、児童の保育ができない場合	災害の復旧が完了するまでの期間	「被（り）災証明書」
6	<b>出産の前後</b>	原則、出産（予定）日を起点に <b>産前2カ月前の月初日から産後2カ月を経過する日の月末</b> までの期間（※2）	『①病気等・出産・就学申立書』 ●母子手帳の写し（表紙と出産予定日が分かるページ）
7	<b>求職活動</b>	最長3カ月を経過する月末までの期間	『③求職活動申立書』 ●ハローワークカードの写し等
8	<b>その他</b> 虐待など社会的養護が必要な場合	最長年度末まで	※子育て支援課へ問い合わせください。

※1 通勤時間を加味し、8：30または16：30を超える場合は保育標準時間の希望も可能です。

※2 例えば、出産予定日が9月3日の場合、7月1日～11月30日までの最大5カ月希望できます。また、多胎児出産予定の場合は、**産前4カ月前の月初日から産後4カ月を経過する日の月末**までの期間とします。

- 「下の子に手がかかるから」、「集団生活に慣れさせたいから」、「友だちをつくりたいから」等は保育の必要性には当たりません。
- **就労とは、職種や雇用形態（正社員やパート、アルバイト等）を問わず、その就労に応じた相当の金銭収入を得ているものをいいます。収入については必ず申告を行ってください。就労によって得た収入の申告状況が確認できない場合、入所要件にあたらぬものとみなします。**